

総合海洋政策における科学技術の位置づけと特徴

総合海洋政策における科学技術の位置づけ

- 海洋基本法・海洋基本計画では、「海洋科学技術に関する研究開発の推進等」を政府が講ずべき施策の柱の一つに位置づけ。
- 海洋基本計画では、その他の政府が講ずべき施策（「海洋資源の開発及び利用の推進」、「海洋の安全の確保」、「海洋調査の推進」、「海洋産業の振興及び国際競争力の強化」等）においても、科学技術の活用やイノベーションについて記載している。

総合海洋政策に資する科学技術の特徴

1. 海洋に関する研究開発は、長期的な取組が不可欠。

- 海洋は悠久の時間を経て変化。人類の行為が海洋に及ぼす影響も長期的視野で考える必要がある。
- 海洋資源開発は数十年のオーダー。（生産試験を実施したメタンハイドレートであっても、平成30年代後半の商業化プロジェクトの開始が目標。）
- 第3期科学技術基本計画期間（H18～H22）の「**国家基幹技術**」の要素技術開発の成果も活用し、SIPでは、H30頃に海洋資源調査産業を創出見込み。

2. 海洋の安全保障や治安の確保、災害対策、地球環境変動への取組等、経済的課題以外の政策課題も対象。



我が国の存立基盤の確保・強化への対応を図るべく、
国が主導し、長期的な視野に立った基幹技術の開発を推進することが不可欠。